

石運輸第144号の2  
令和8年5月27日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

北信交旅第115号の2  
令和8年5月27日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長  
(公印省略)

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」の一部改正  
について

標記について、別紙のとおり公示の一部改正を行ったので、了知されるとともに関係者に対し、周知方願います。

# 公 示

公示第9号

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第12号）を別紙のとおり一部改正する。

令和8年5月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



法人タクシーの許可申請に対する審査基準について（平成14年7月1日公示第12号 最終改正令和8年2月27日）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="533 304 629 336">公 示</p> <p data-bbox="85 352 241 384">公示第12号</p> <p data-bbox="264 448 898 480">法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="85 544 1077 671">法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第6条の規定に係る審査基準を定めたので公示する。</p> <p data-bbox="107 735 338 767">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="546 831 904 863">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="568 927 600 959">記</p> <p data-bbox="85 1023 241 1054">1. 営業区域</p> <p data-bbox="98 1070 1025 1198">(1) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第5条に基づき北陸信越運輸局長（以下「局長」という。）が定める<u>別表</u>左欄に掲げる交通圏・市・郡を単位としているものであること。</p> <p data-bbox="98 1214 248 1246">(2) (略)</p> <p data-bbox="85 1310 300 1342">2. ～3. (略)</p>	<p data-bbox="1541 304 1637 336">公 示</p> <p data-bbox="1099 352 1256 384">公示第12号</p> <p data-bbox="1272 448 1906 480">法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="1099 544 2063 671">法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第6条の規定に係る審査基準を定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1122 735 1352 767">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1561 831 1919 863">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1583 927 1615 959">記</p> <p data-bbox="1108 1023 1265 1054">1. 営業区域</p> <p data-bbox="1115 1070 2042 1198">(1) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第5条に基づき北陸信越運輸局長（以下「局長」という。）が定める<u>別表</u>左欄に掲げる交通圏・市・郡を単位としているものであること。</p> <p data-bbox="1115 1214 1265 1246">(2) (略)</p> <p data-bbox="1108 1310 1323 1342">2. ～3. (略)</p>

4. 最低車両数

- (1) 別表左欄の営業区域ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。

5. ～17. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年5月27日付け公示第9号で一部改正)

この公示は、令和8年5月27日以降に受理する申請から適用する。

4. 最低車両数

- (1) 別表左欄の営業区域ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。

5. ～17. (略)

附 則 (略)

法人タクシーの許可申請に対する審査基準について（平成14年7月1日公示第12号 最終改正令和5年11月24日）別表

新		旧	
(別表)		(別表)	
○新潟県 (略)		○新潟県 (略)	
○富山県 (略)		○富山県 (略)	
○長野県 (略)		○長野県 (略)	
○石川県		○石川県	
営業区域	車両数	営業区域	車両数
金沢交通圏(金沢市、白山市A(白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域))、かほく市、野々市市、河北郡の区域)	5両以上	金沢交通圏(金沢市、白山市A(白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域))、かほく市、野々市市、河北郡の区域)	5両以上
南加賀交通圏(小松市、加賀市、能美市、能美郡の区域)		南加賀交通圏(小松市、加賀市、能美市、能美郡の区域)	
<u>輪島市、珠洲市、鳳珠郡</u>		<u>珠洲市</u>	
<u>七尾市、鹿島郡及び輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域</u>		<u>輪島市A(輪島市のうち、平成18年2月1日に合併された旧輪島市の区域)</u>	
<u>羽咋市、羽咋郡及び輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域</u>	2両以上	<u>輪島市B(輪島市のうち、平成18年2月1日に合併された旧鳳珠郡門前町の区域)、鳳珠郡B(鳳珠郡能登町(能登町のうち、平成17年3月1日に合併された旧珠洲郡内浦町を除く。))・穴水町の区域)</u>	
白山市B(白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧石川郡河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村の区域)		<u>鳳珠郡A(鳳珠郡能登町のうち、平成17年3月1日に合併された旧珠洲郡内浦町の区域)</u>	2両以上
		<u>七尾市A(七尾市のうち、平成16年10月1日に合併された旧七尾市の区域)</u>	
		<u>七尾市B(七尾市のうち、平成16年10月1日に合併された旧鹿島郡田鶴浜町・中島町・能登島町の区域)、鹿島郡</u>	
		<u>羽咋市</u>	
		<u>羽咋郡A(羽咋郡宝達志水町の区域)</u>	

	<b>羽咋銀B</b> ( <u>羽咋郡志賀町の区域</u> )	
	<b>白山市B</b> (白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧石川郡河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村の区域)	
(別添様式) (略)	(別添様式) (略)	